

告 示

埼玉県告示第三百九十三号

平成二十一年埼玉県告示第四百七十七号（埼玉県知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類について）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

第二中「日本標準産業分類（平成二十一年総務省告示第百七十五号）」を「日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）」に改める。